



手品や電子紙芝居で楽しく学ぶ

紙芝居「レオ君物語」や工作教室で 知的財産の価値を考える

関東
支部

小学生対象の知的財産授業

I.発明を知ってもらう内容の授業

原則的に発明品を提示して、発明の所在を考えてもらい、その工夫を説明します。

例えば、手品用品を使った物では、児童の興味をもたせ、種明かしを通じて「発明」のヒントを学びます。

日用品を提示し、使い勝手の悪さを発明で解消している工夫を、発明品の現物を見ながら児童と共に考えます。

これらの間に、パソコンプレゼンテーションソフト画像での、エジソンの話、日本の発明品か外国の発明品かのクイズをして、子供の興味を引くように構成しています。

II.小学生向け新電子紙芝居「レオ君物語」

パソコンプレゼンテーションソフトを用いた電子紙芝居で、「発明や特許制度という仕組み」及び「弁理士の仕事内容」を、小学生に、動物キャラクターの台詞を通じて理解させる物語です。

①第一章 「発明」ってなに

イヌのパン職人「レオ」と友人のゴリラの機械職人「ゴリ」、サル

の弁理士「キヨ」が、「発明」の定義に関する解説を行う内容です。

②第二章 「特許」ってなに

「レオ」が発明した新しいパンについて、「キヨ」が特許出願・審査・特許の効力について解説を行います。

また、同業パン職人のキツネの「シン」が、無断で「レオ」が特許出願したパンを販売する行為の是非についても学ぶという内容です。

③第三章 「特許」を使う

「レオ」の特許パンをクマの企業家「リト」に使用許諾する経緯についての解説を行います。



III.工作教室

児童に回転台を作ってもらいます。

市販品の卓上の回転台を見せて、厚紙、プラスチックの皿、ビー玉、厚紙を配り、加工して、同様の回転台を製作してもらい、一つの課題に対して、正解例が一つでない点を知ってもらいます。また例え失敗しても、失敗は成功の源であり、工夫することを学んでもらいます。また仮に修復不可能な、本質的な欠陥がある場合にはそのことを知ってもらうことに、大きな価値があることを学んでもらいます。

中学生対象の知的財産授業

I.発明を知ってもらう内容の授業

原則的に上記した小中学校生に対して行う物と同様の内容を行います。

II.発明侵害に関しての討論

問題提起をして、これを解決するための発明品を提示します。そして、この発明品についてモノマネ製品を提示して、発明者、モノマネ製品を作った人、ユーザーのそれぞれの立場に立って意見を述べてもらい討論を行います。そして、「発明をまねられないような仕組みの必要性」及び「発明者を守るための仕組みの必要性」を学んでもらい、特許という制度の説明、特許権について学んでもらいます。

III.中学生向け電子紙芝居「弁理士田島小五郎」

①特許取得編において、特許制度概要・出願方法・調査方法等を、弁理士田島小五郎と、助手めぐみ・依頼者陽子が、パソコンプレゼンテーションソフトを使用した画像により、紙芝居風に解説を行います。

②特許侵害編では、依頼者陽子の発明品を模造した間根社長に対し、弁理士田島小五郎と、弁理士めぐみが、侵害品製造を止めさせる過程を、パソコンプレゼンテーションソフトを使用した画像により、紙芝居風に解説を行います。



知的財産権・著作権に対する理解と保護を

生活にかかわる 知的財産を 大切にしよう



文部科学省初等中等教育局
教育課程課教科調査官
田村 学 氏

21世紀は、「知が社会の基盤になる」と言われています。インターネットを活用すれば、自分の考えや発想を一瞬にして発信することができます。昔は大変だった海外旅行も手軽に行えるようになり、世界中のいろんな国と交流することができるようになってきました。このように、情報の交流が活発になり、世界中の国と国とがつながるようになり、国際化、情報化の変化の激しい社会が急速に広がってきています。

こうした社会では、新しい知識や技術が求められ、新しい知を創造する活動やそのための能力が求められています。人から教えられた知識だけで満足しているのではなく、知識と知識をつなぎ合わせて新しいアイデアを発想することが大切なのです。

例えば、みなさんのまわりには、昔にはなかった新しい発明やアイデア、商品などがたくさんあるのではないのでしょうか。みなさんのお父さんやお母さんが小学生だった頃には、携帯電話やパーソナルコンピュータ、薄型テレビなどの今では当たり前になっている物はありませんでした。また、絵本や物語、漫画やアニメーションなどの作品も、時代とともに新しく生まれてきています。これらは、新しいアイデアや発想から生まれてきた知識や技術などの発明によって形作られています。

わたしたちの生活は、今までにない発明が創り出されることで便利になり、その発明を生かした商品、作品などがあることによって楽しく豊かになっていくのです。このようにわたしたちの生活を豊かにしてくれる価値ある発明やその情報を「知的財産」と呼びます。知的財産は、わたしたちの社会や生活を豊かにするために大切なもののなのです。

日常生活の中にはさまざまな知的財産が隠されています。その一つ一つの知的財産によって、毎日の生活が豊かになり、便利になっていることを忘れずに、生活の中にある知的財産を大切にしたり、活用したりしていくようにしましょう。



弁理士によるコミカルな寸劇を交えた出張授業実施中！

特許・意匠・商標などの知的財産を守る専門家である弁理士が、学校へ出張授業を展開中。寸劇を交えたコミカルな演出で、知的財産制度を子どもたちにわかりやすく解説し、実施した全国の小・中学校、高等学校に大好評を得ております。総合的な学習の時間、社会科、課外授業などにご活用できますのでお気軽にお問い合わせ下さい。



授業概要 (小学生向けの場合)

- 授業時間数 1時限(50分)
- 単元 総合的な学習の時間、社会科、課外授業など
- 授業展開 日本弁理士会3名程度の講師とスタッフ派遣。
日本弁理士会制作の授業の台本、
プレゼンテーションソフトでの映像紹介など
日本弁理士会にて一括対応。

- 担任の先生の対応について
学校内での了承(学校長の了承)、授業時間の調整など
- 授業実施までの展開
- ① 学校側と日本弁理士会との授業内容、日程の調整
- ② 事前打ち合わせ
- ③ 授業実施
- ※まずは下記までお問い合わせください。

出張授業に関する
お申し込み・お問い合わせは、
右記までご連絡ください。

日本教育新聞社 企画調査室 担当／川崎
03-5510-7800 03-5510-7802
E-mail:n-kawasaki@kyoiku-press.co.jp



* 総勢50人の弁理士が出張授業 *

未来を担う子供たちの 「知的財産マインド」の育成を図る

近畿
支部

▶「知的財産マインド」の育成

私たち日本弁理士会近畿支部では、2004年より、知的財産に関する専門家である弁理士を小中学校に派遣して、知的財産を理解してもらうための知的財産特別授業を行っています。

当支部では、独自に「未来を担う子供たちの「知的財産マインド」の育成を図る」というビジョンを掲げ、子供たちの自ら考える能力や、自ら自由に発想する能力を伸ばすとともに、子供たちに、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む姿勢を身に付けてもらいたいという思いを胸に、支部執行部の全面的なバックアップのもと、講師、運営委員、事務局が丸となって授業に取り組んでまいりました。

当支部の知的財産特別授業は、発明品に触れ発明や特許についての仕組みを学ぶ「知財授業」と、自ら考えてオリジナルの発明品を工作する「発明工作授業」との二本柱です。授業の詳細は、当支部のホームページ(<http://www.kjpaa.jp/>)に掲載しておりますので割愛させていただきますが、先生方や子供たちのアンケートも載せておりますので、是非ご参照いただけたら幸いです(また、当支部オリジナルのパンフレットも作成しております。お気軽にお問い合わせ下さい)。

▶総勢50人の弁理士が参加

講師及び運営委員は、全て当支部に所属する弁理士が担当しております。特に、講師には、上記目的に賛同し情熱と熱い思いを秘めた総勢50人あまりの弁理士が参画しております。講師を担当する各弁理士には、練習会や見学会に参加することが義務付けられており、ビジョンを共有し授業内容の質を担保できるよう研鑽を積んでおります。また、小中学校で先生に指摘された点や現



場で気付いた点などは、直ちに運営委員会に取り上げられ、全員が弁理士で構成される運営委員のもと、運営委員会で慎重かつ建設的な議論を重ねることで、これらの点を授業プログラムに効果的に反映できるよう努めてまいりました。



▶延べ60校あまりで実施

お蔭様をもちまして、これまで延べ60校あまりの小中学校で知的財産特別授業を行わせていただきました。ところで、当支部では、近畿地区(2府4県)の全小中学校を対象として授業を行っています。近畿地区は東西南北に渡って広大でありますので、全域をカバーするのは一筋縄では行きませんが、ご応募いただいた小中学校のご要望にはできるだけお応えできるよう、微力ながら努力して取り組んでまいりました。その結果、これまでに、全校生徒が十数人の地方の小中学校から、一学年で200人余の都市部の中学校にまでお伺いさせていただきました。特に、当支部でのこのような知財授業への取り組みがドキュメンタリー番組として取り上げられ、朝日放送企画の「いきいき夢キラリ」にて全国ネットで放映(2006年)されました。

▶母校に帰ろう運動

また、これからは、講師の母校で知的財産特別授業を行う、「母校に帰ろう運動」を本格的に展開していくつもりです。

我々は、これからは講師、運営委員、事務局が丸となって、子供たちの「知的財産マインド」の育成のために、熱い思いで知的財産特別授業に取り組んでいきたいと考えております。



* 弁理士が出張授業 *

より質の高い教育支援活動を目指して

東海
支部

東海支部の教育支援機構が発足してから4年が経過しました。教育機関(小学校、中学校、高校、大学)から寄せられる支援依頼は、年々増加し、東海支部にも知的財産教育の支援に関するノウハウが蓄積されつつあります。東海支部では、蓄積したノウハウから過去のエラー活動を見直し、支援を受ける側と支援する側のバランスに考慮しつつ、より質の高い教育支援活動の構築を目指しています。

小学生向けのある授業風景

① 発明ってどんなもの？

身近な生活の不便を指摘し、この不便を改善するアイデアを生徒達に出してもらう。そして、そのアイデアが発明であることを知ってもらう。これにより、発明が身近に存在し、生活を豊かにしていることを体感してもらう。



② 発明ってどのように保護されているの？

日本弁理士会製作の童話風カラー劇画(電子紙芝居)を生徒達に見せる。電子紙芝居では、発明者、侵害者、弁理士に見立てた個性豊かな動物キャラクターが登場し、特許出願し



ない発明者が受ける不利益、特許を受けるためのいくつかの条件、特許権を取得した発明者が侵害者に取りうる対応を、物語形式で分かりやすく説明する。

③ 特許制度の必要性について考えてみよう！

電子紙芝居に登場する発明者と侵害者の立場に生徒を立たせ、意見交換をさせる。そして、出された意見から、①他人が苦労して創作した発明品やそれを社会に提供した発明者が尊重されるべきであること、②その発明品の模倣がどのように防止されているかを説明し、特許制度の必要性を生徒達に理解してもらう。



④ 科学の不思議さに触れてみよう！

科学工作及びその科学工作を用いた実験を行い、科学の不思議さに触れてもらう。科学工作は、中部大学の岡島教授より指導を受けている。例えば、生徒には、音を光で飛ばす電子回路を作ってもらおう。そして、各人が作った科学工作品を用いて生徒に幾つかの実験を行わせ、「なぜだろう」と考える1つの契機を与える。



高校生対象の授業概略

知的財産全般について授業をする他、生徒が興味を持つ職業に関連する法域に特化した授業も行っている。

大学生・教員対象の授業概略

知的財産全般の説明の他、発明の発掘や先行技術調査、出願書類作成の方法等、実践的指導も行っている。